

会津坂下町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

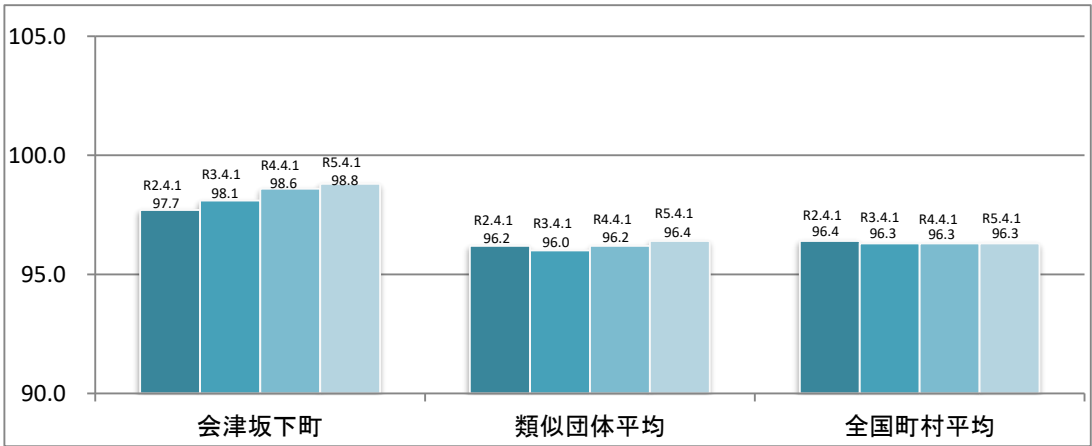
区 分	住民基本台帳人口 (R5年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) R3年度の人件費率
令和4年度	人 14,777	千円 8,540,795	千円 464,534	千円 1,469,741	% 17.2	% 15.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり給 与費 B/A	(参考) 類似団体 平均一人当 り給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手 当	計 B		
R4 年度	人 150	千円 535,773	千円 76,232	千円 211,228	千円 823,233	千円 5,488	千円 5,447

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、R4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 （ ） 下記の数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ R5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

①職員分布の変動による

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[☒ 実施 ☐ 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日
（内容）一般行政職の給料表については、国準拠から福島県人事委員会の見直し内容に準拠し、若年層について引上げ、高齢層については、引き下げを実施。激変緩和のため、5年間（令和2年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

②その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（R5年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
会津坂下町	41.3 歳	311,434 円	357,882 円	335,572 円
福島県	43.0 歳	326,000 円	408,547 円	356,848 円
国	42.4 歳	322,487 円	404,015 円	— 円
類似団体	41.3 歳	301,670 円	356,818 円	324,493 円

②技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
会津坂下町	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
福島県	54.8 歳	314,500 円	352,351 円	326,259 円
国	51.2 歳	286,942 円	329,178 円	— 円
類似団体	52.0 歳	289,533 円	309,111 円	299,110 円

③教育職（幼稚園教諭）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
会津坂下町	37.2 歳	296,625 円	318,430 円
福島県	46.3 歳	376,700 円	417,441 円
類似団体	39.5 歳	292,415 円	315,810 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされたものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (R5年4月1日現在)

区分		会津坂下町	福島県	国
一般行政職	大学卒	196,100 円	196,100 円	185,200 円
	高校卒	162,400 円	162,400 円	154,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (R5年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	294,320 円	342,050 円	378,350 円	395,950 円
	短大卒	— 円	— 円	— 円	388,100 円
	高校卒	— 円	339,500 円	— 円	— 円
技能労務職	大学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	短大卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円

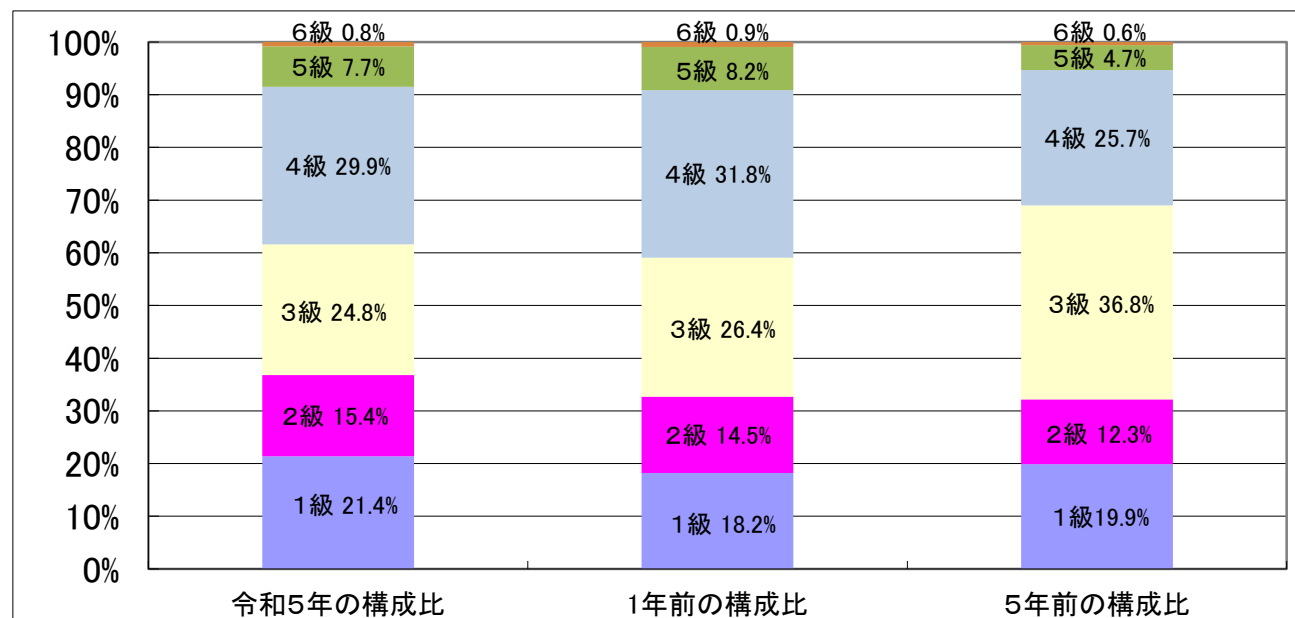
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (R5年4月1日現在)

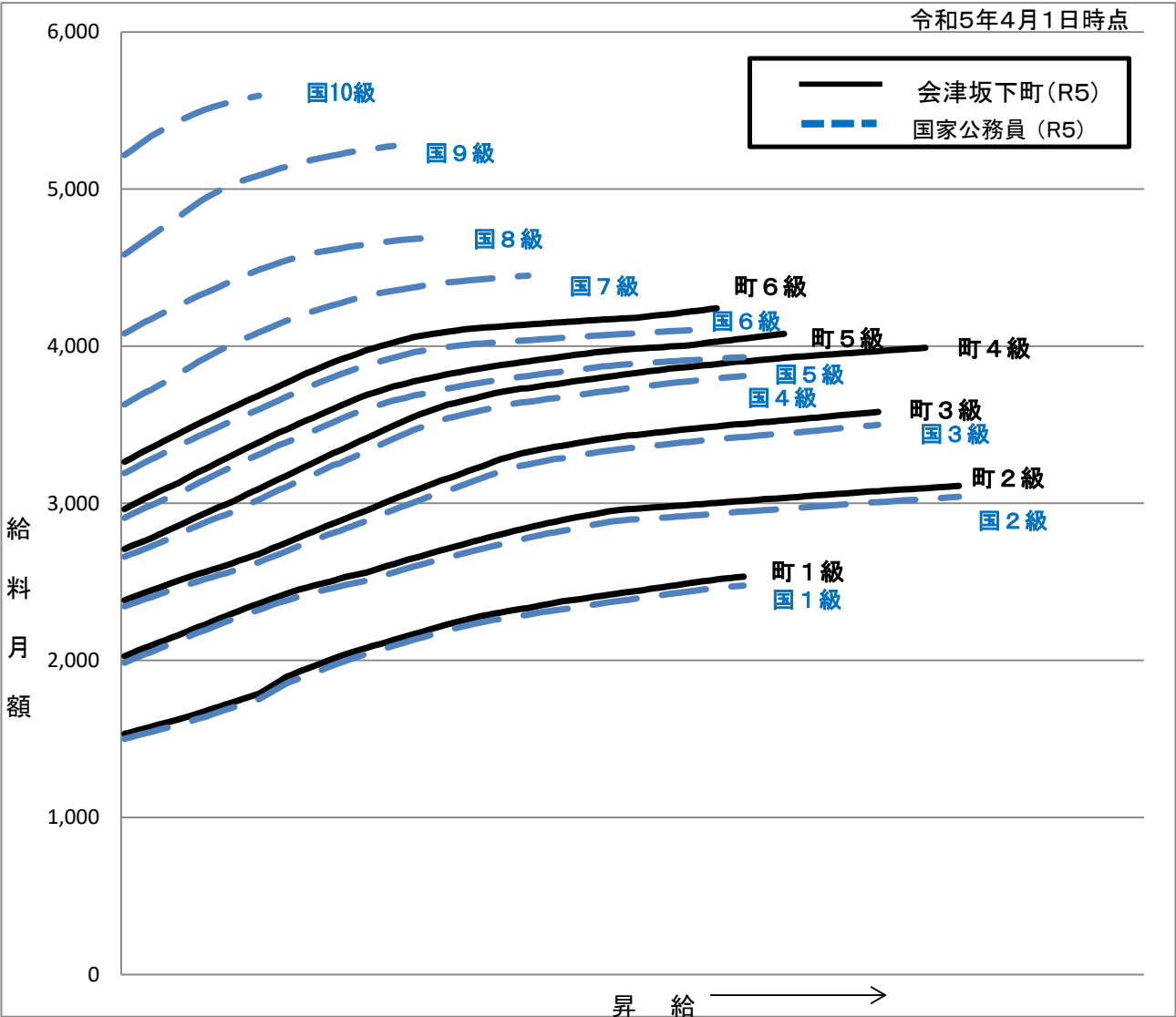
区分	標準的な職務内容	職員数 (人)	構成比 (%)	1号給の 給料月額 (円)	最高号給の 給料月額 (円)
6級	課長	1	0.8%	330,300	424,800
5級	課長、局長	9	7.7%	301,000	408,700
4級	主幹、副主幹	35	29.9%	276,500	399,800
3級	主任主査、主任技査、 主査、技査	29	24.8%	244,600	359,100
2級	副主査、副技査	18	15.4%	211,800	312,100
1級	主事、技師	25	21.4%	165,300	255,100

(注) 1 会津坂下町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（R5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（会津坂下町）

R5年4月2日からR6年4月1日までに おける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
	活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
	上位、標準、下位の区分	○		○	
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

会津坂下町	福島県	国
1人当たり平均支給額（4年度） 1,427 千円	1人当たり平均支給額（4年度） 1,622 千円	—
（4年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 (1.35) 月分 勤勉手当 1.95 月分 (0.95) 月分	（4年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 (1.35) 月分 勤勉手当 1.95 月分 (0.95) 月分	（4年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 (1.35) 月分 勤勉手当 2.00 月分 (0.95) 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務野級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況

R5年4月2日からR6年4月1日までに おける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（R5年4月1日現在）

会津坂下町	国
（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （2～20%） 1人当たり平均支給額 13,589 千円	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （2～45%）

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、R4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和5年4月1日現在）

該当なし

(4) 特殊勤務手当 (R5年4月1日現在)

支給実績 (R4年度決算)		0 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (R4年度決算)		0 円	
職員全体に占める手当支給割合 (R4年度決算)		0 %	
手当の種類 (手当数)		1 種類	
手当の名称	主な支給対象業務	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業職員の特殊勤務手当	感染症防疫に作業する職員	感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護若しくは、感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の危険のある物件の処理作業に従事したとき等	勤務 1 日につき日額 4 5 0 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (4年度決算)	34,389 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (4年度決算)	237 千円
支給実績 (3年度決算)	28,571 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (3年度決算)	194 千円

(注) 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (4年度決算)」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (R5年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (4年度決算)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (4年度決算)
扶養手当	配偶者・子・その他の扶養者	同じ		16,696 千円	260 千円
住居手当	借家に居住する者に月額 9,500 円を超える家賃を支給している、最高 28,000 円	異なる	国: 月額 16,000 円を超える家賃の場合支給	6,990 千円	291 千円
通勤手当	交通用具利用者	異なる	使用距離区分単価	7,386 千円	70 千円
管理職手当	6 級課長 54,800 円、5 級課長 52,300 円、4 級主幹 34,000 円	異なる	支給額	7,530 千円	579 千円
日直手当	日直勤務 1 回につき支給 5,500 円	異なる	国: 勤務一回につき 4,400 円	549 千円	5 千円
寒冷地手当	基準日における支給対象地域に在勤する職員に支給	同じ		8,781 千円	56 千円

5 特別職の報酬等の状況（R5年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	町長	796,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
			846,000 円/	556,500 円
報酬	副町長	640,000 円	676,000 円/	479,000 円
期末手当	議長	299,000 円	354,000 円/	247,000 円
	副議長	242,000 円	306,000 円/	193,000 円
	議員	221,000 円	288,000 円/	175,000 円
退職手当	町長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)		
	副町長	給料月額×在職月数×支給率（48/100）	18,339,840 円	任期ごと
備考	備考	給料月額×在職月数×支給率（29/100）	8,908,800 円	任期ごと

(注) 1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

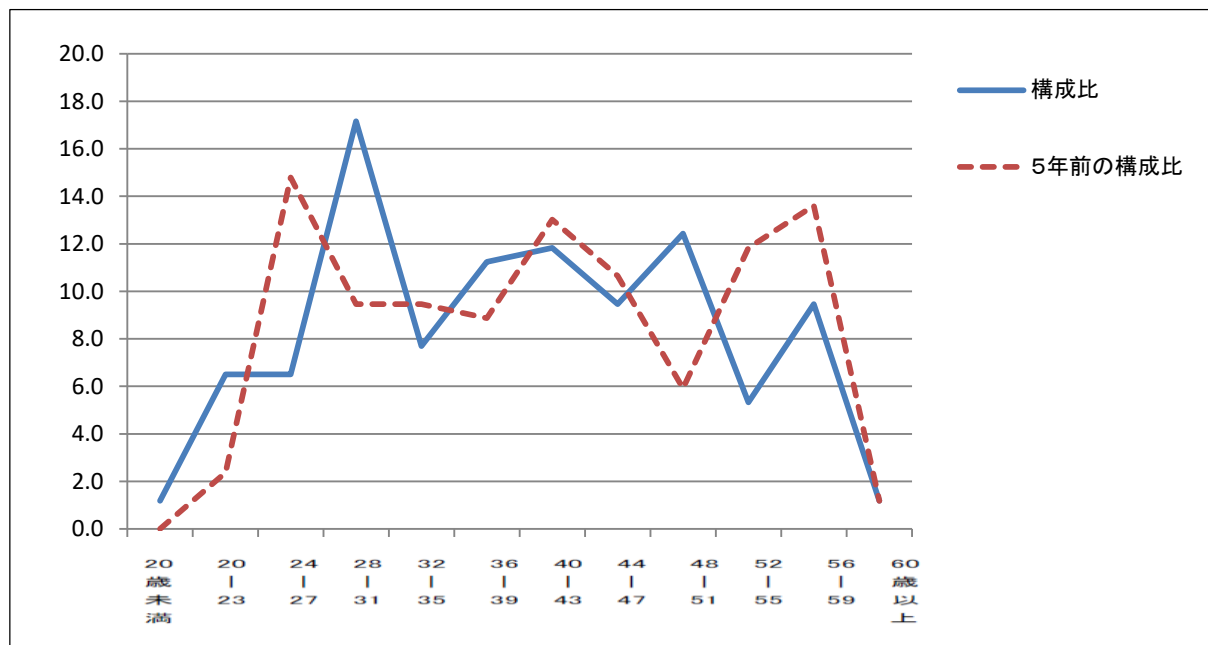
(各年4月1日現在)

区分		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
部門		令和4年	令和5年		
普通会計部門	議会	2	2	0	▲ 1 保育所のクラス数が減ったため 1 事務分掌見直しにより
	総務	39	39	0	
	税務	9	9	0	
	民生	20	19	0	
	衛生	8	8	0	
普通会計部門	農林水産	12	13	1	社会福祉士を配置したため
	商工	5	5	0	
	土木	11	11	0	
	計	106	106	0	
	教育部門	44	45	1	
小計	小計	150	151	1	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数 102.19人 (類似団体の人口1万人当たり職員数107.03人)
公営企業等	水道	4	4	0	
	下水道	3	4	1	
	国保	5	5	0	
	その他	5	5	0	
	小計	17	18	1	
合計		167 [212]	169 [212]	2	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数 107.03人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（R5年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	2人	11人	11人	29人	13人	19人	20人	16人	21人	9人	16人	2人	169人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門 \ 年度	H30年	H31年	R2年	R3年	R4年	R5年	過去5年間の増減数（率）	
一般行政	111	110	104	106	106	106	-5	-4.5%
教育	42	43	44	43	44	45	3	7.1%
普通会計 計	153	153	148	149	150	151	-2	-1.3%
公営企業等会計 計	18	17	17	17	17	18	0	0.0%
総合計	171	170	165	166	167	169	-2	-1.2%

（注） 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。